住宅用家屋証明申請書

申請日：令和　　年　月　日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

氏 名

※ 適用条項等を○で囲んでください

イ．第４１条

　　　　　　　　　　　（1）特定認定長期優良住宅又は　　 ａ．新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　認定低炭素住宅以外　　　　 ｂ．建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令 （2）特定認定長期優良住宅　　　　 ｃ．新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｄ．建築後使用されたことのないもの

（3）認定低炭素住宅 　　　　　 e ．新築されたもの

f ．建築後使用されたことのないもの

ロ．第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　　　　　　　　　（1）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で

　　　　　　　　　　　　　　宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　（2）（1）以外

の規定に基づき、下記の家屋（令和 年 月 日 ハ．新築 ニ．取得）が、

この規定に該当するものであることを証明願います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者の住所 | 長崎市 町 丁目 番（地） 号 | |
| 申請者の氏名 |  | |
| 家屋の所在地 | 長崎市 町 　丁目 番地 | |
| 取得の原因（移転登記の場合） | | 売　買　　・　　競　落 |

令和 年 月 日（※記入しないでください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **申請者の居住の有無** | ① 入居済 ② 未入居（ 年 月 日入居予定）※申立書が必要 | | | |
| **種 類** |  | **構 造** |  | |
| **家屋（建物）番号** | **番** | | **床 面 積** | **㎡** （※５０㎡以上） |
| **ロ の使用されたことのある住宅**  年 月 日建築 | 令和  ※昭和57年1月1日以降建築    平成  昭和  **※以外は、「新耐震基準適合証明書」もしくは既存住宅売買瑕疵保険の「保険付保証明書」を添付してください。** | | | |
| **イ－ｂ、ｄ、ｆ の場合の建築主の証明事項** | この家屋は、建築後賃貸し､又は使用させることなく未使用のまま、申請者に譲渡したことに相違ありません。  **建築主氏名**  **印** | | | |
| **区分建物の耐火性能** | ① 耐火建築物 ② 準耐火建築物 ③ 低層集合住宅 | | | |
| **ロ（1）の**  **場合に記入** | **工事費用の総額　　　　　　　　　円　売買価格　　　　　　　　　　　　円** | | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 本書中 加入 字、削除 字

|  |
| --- |
| **資産税課 確認欄**   1. □新築後あるいは取得後１年以内か　②　□住民票 ③　□入居申立書（未入居のとき） 2. □表示登記申請書 ⑤ □確認済証　⑥　□検査済証 ⑦ □申立書（確認済証と申請が異なるとき）   ⑧　□工事完了（施工）引渡し証明書　⑨　□(表示)登記完了証　　 ⑩　□登記事項証明書  ⑪　□部屋の間取り図(戸建て) ⑫ □認定申請書及び認定通知書  ⑬　□売買又は競落の書類 ⑭ □取得申立書（契約書等がないとき）  ⑮　□所有権(保存・移転)登記完了証 ⑯□金銭消費貸借契約書等　⑰　□耐震基準適合証明書  ⑱　□既存住宅売買瑕疵保険　　⑲　□住宅性能評価書の写し　　⑳　□増改築等工事証明書 |
| □**保存登記** ＊ ① と（②,③）と（④,⑤,⑥,⑦,⑧）か⑨／⑩と⑪　⑫　⑬  □**移転登記** ＊ ① と（②,③）と⑩と⑬／⑭ ⑳（ロ(1)の場合）  ・但し、昭和56年12月31日以前に建築されたものは、⑰／⑱／⑲  ・ロ(1)の、第7号に該当する工事に要した費用の額が  50万円以上の場合　⑱  □**抵当権設定登記**＊ ① と（②,③）と⑩／⑮と⑯ | |
|

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 5年 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 起案日 |  |
| 丁 |  |  |  |  | 決裁日 |  |
| 次のとおり住宅用家屋証明を交付してよろしいでしょうか（伺） | | | | | 公印使用承認 |  |

住宅用家屋証明書

イ．第４１条

　　　　　　　　　　　（1）特定認定長期優良住宅又は　　 ａ．新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　認定低炭素住宅以外　　　　 ｂ．建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令 （2）特定認定長期優良住宅　　　　 ｃ．新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｄ．建築後使用されたことのないもの

（3）認定低炭素住宅　　　　　　　 e ．新築されたもの

f ．建築後使用されたことのないもの

ロ．第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　　　　　　　　　（1）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で

　　　　　　　　　　　　　　宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　（2）（1）以外

の規定に基づき、下記の家屋（令和 年 月 日 ハ．新築 ニ．取得）が、

この規定に該当するものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者の住所 | 長崎市 町 丁目 番（地） 号 | |
| 申請者の氏名 |  | |
| 家屋の所在地 | 長崎市 町 　丁目 番地 | |
| 取得の原因（移転登記の場合） | | 売　買　　・　　競　落 |

令和 年 月 日

**長崎市長　鈴　木　史　朗**

本書中 加入 字、削除 字